

千葉市在宅医療・介護対応薬剤師推薦要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市在宅医療・介護対応薬剤師認定事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に規定する推薦要件を定める。

(推薦対象者)

第2条 推薦対象者は千葉市内の薬局に勤務する薬剤師とする。

(推薦要件)

第3条 一般社団法人千葉市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）の推薦要件は、次の各号をすべて満たす薬剤師とする。

- (1) 千葉市（以下「市」という。）が毎年度指定する研修会を3回以上（過去3か年以内に実施要綱に基づく認定を受けたことがある薬剤師にあつては、1回以上）受講していること。
- (2) 市が毎年度開催する在宅療養支援型地域ケア会議に1回以上参加していること。
- (3) 次に掲げる多職種連携会議等（勤務地が所在する地域で開催するものが望ましい。）に、年1回以上参加していること。

なお、申請日から遡り13ヶ月以内に参加した場合は、年1回以上参加したものとみなす。

ア あんしんケアセンターが開催する地域ケア会議

イ 市またはあんしんケアセンターが開催する多職種連携会議

ウ ア、イに掲げるもののほか、市が認める多職種研修会等

- (4) 所属する薬局内において、勤務する薬剤師間の連絡体制（緊急連絡先リスト等）が整備されていること。
- (5) 実施要綱第5条に規定する認定後に、薬剤師会で作成する在宅療養支援薬局リストへ所属する薬局を掲載することについて了承すること。
- (6) 患家を訪問し、生活状況を確認した上で服薬指導を行った実績について、事例報告を行うこと。この場合において、報告する事例について報酬算定の有無は問わない。
- (7) 地域の多職種と連携し、患者の在宅療養を支援できること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、薬剤師会が適切であると判断した薬剤師であること。

(申請方法等)

第4条 申請方法等は次のとおりとする。

- (1) 申請時期：毎年度2月15日～3月31日
- (2) 場 所：千葉市美浜区幸町1-3-9 一般社団法人千葉市薬剤師会 事務局
- (3) 方 法：千葉市在宅医療・介護対応薬剤師認定申請書（様式1号）による

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 5月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1 号)

千葉県在宅医療・介護対応薬剤師認定申請書

1) 申請者

薬剤師名	
所属する薬局の名称	
所属する薬局の所在地	

2) 受講した研修(要綱第3条(1)) (※参加した回に○を記載すること。)

	開催日	参加※		開催日	参加※
第1回			第4回		
第2回			第5回		
第3回			その他 1		
その他 2					

3) 参加した在宅療養支援型地域ケア会議(要綱第3条(2)) (※参加した回に○を記載すること。)

	開催日	参加※		開催日	参加※
第1回			千葉のくらしを 考 え る 会		
第2回					

▶ 「千葉のくらしを考える会」は、「在宅療養支援型地域ケア会議」または「多職種連携会議等」のどちらか一方のみに承認が可能

4) 参加した多職種連携会議等(要綱第3条(3)) ※ 必要に応じて行を追加してください。

開催日	研修会名	場所	主催者

5) 下記の条件を満たす場合はチェックをつけてください。なお、認定を受けるにはすべて満たす必要があります。(要綱第3条(4～6))

- ☐ 千葉県薬剤師会が作成する在宅支援薬局リストへの掲載に同意する。
- ☐ 所属する薬局内において、勤務する薬剤師間の連絡体制(緊急連絡先リスト等)が整備されている。
- ☐ 患者を訪問し、生活状況を確認した上で服薬指導を行い、報告書を提出した。

上記により、認定申請します。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

提出先：一般社団法人千葉県薬剤師会 事務局